

独立した監査法人の検証報告書 (財務諸表等分)

平成25年6月3日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
理 事 長 郡 島 孝 殿

新日本有限責任監査法人

業務責任者 公認会計士

加藤暢一

業務責任者 公認会計士

児玉卓也

業務責任者 公認会計士

井テ淳理

<財務諸表に対する結論>

当監査法人は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの委嘱に基づき、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度に係る資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計に関する貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びに財務諸表に対する注記（以下、これらの検証の対象書類を「財務諸表」という。）について検証を行った。

財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠して財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査法人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した検証に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準及び四半期レビューの基準に準拠して検証を行った。

検証においては、主として理事者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査法人の結論

当監査法人が実施した検証において、上記の財務諸表が、当該財務諸表に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況について、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠して表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

<財産目録に対する結論>

当監査法人は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの委嘱に基づき、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの平成25年3月31日現在の平成24年度に係る資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について検証を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監査法人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて結論を表明することにある。

監査法人の結論

当監査法人が実施した検証において、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠していないと信じさせる事項及び公益認定関係書類と整合して作成していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

公益財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務責任者との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上